

# 平成31年度 償却資産申告のお知らせ

【問合わせ】税務課 ☎84-0621

**申告  
いただく方へ**

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産です。半田市内で事業を行っている方(法人・個人)で、平成31年1月1日(賦課期日)に償却資産をお持ちの方は、申告が必要です。  
(例：工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど)

## 償却資産の対象となるもの(種類別の主な例示)

| 資産の種類        | 主な償却資産の例                          |
|--------------|-----------------------------------|
| (1)構築物       | 受変電設備、舗装路面、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板等     |
| (2)機械及び装置    | 各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、ソーラーパネル等 |
| (3)船舶        | ボート、釣船、漁船、遊覧船等                    |
| (4)航空機       | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等                 |
| (5)車両及び運搬具   | 大型特殊自動車、構内運搬車、貨車等                 |
| (6)工具、器具及び備品 | パソコン、陳列ケース、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、衝立等 |

※申告の対象とならない資産もあります。一例は次のとおりです。

- 自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車など
- 特許権、実用新案権、その他の無形減価償却資産
- 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括して均等償却しているもの
- リース資産で取得価額が20万円未満のもの

## 申告期限 平成31年1月31日(木)

※12月中旬頃に、償却資産を所有している方へは申告書を郵送します。なお、前回の申告において電算処理による申告をされた方には、「申告についてのお知らせ」のハガキを郵送します。申告書が必要な方は、税務課家屋償却担当までお知らせください。

※今年度から、申告書等書類の様式変更により、申告書・種類別明細書の控えは送付いたしません。申告した資産内容を確認できるよう、ご自身で申告書・種類別明細書をコピーし、控えとして保管してください。

## 提出書類

①償却資産申告書(償却資産課税台帳)

②種類別明細書

※課税標準の特例・非課税・減免に該当する資産をお持ちの方は、各申請書及び事実を証明する書類

## 申告時の注意事項

家屋として固定資産税が課税されている資産については償却資産の申告は不要です。(家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている建築設備については、家屋として評価し、家屋から独立した機器、単に移動、転倒を防止する程度に家屋に取り付けたものなどは償却資産として評価します。)

## 償却資産に関する調査にご協力ください

適正な申告に基づく公平な課税を目的とした償却資産に関する調査を行っています。この調査は事業に関する帳簿書類と申告内容との照合、確認などを行うものです。ご理解とご協力をお願いします。

◆申告についての詳細は市のホームページまたは、申告書に同封の「償却資産申告の手引」をご覧ください。